

JALファミリークラブ会員のための

海外赴任者総合保障制度



ヨーロッパ・オセアニア・アジア・アフリカ・中東地区用
個人賠償責任保険、個人包括賠償責任保険、海外旅行保険

海外に赴任される皆様とご家族のための安心をご用意しました。



海外赴任者総合保障制度の特長

1. ご家族ぐるみでワイドな保障 > AIUの安心と信頼のネットワークがあなたとご家族の海外赴任生活をサポートします。
2. ニーズに合わせてプランは多彩 > 基本プラン(個人賠償責任保険+個人包括賠償責任保険)にオプションプラン(海外旅行保険)を自由に組み合わせることができます。
3. 便利なカード決済 > 保険料はJALカードでの決済(円建て)となります。未加入の方は合わせてお申し込みください。
4. 安心な継続方式 > 特にお申し出のない限りJALファミリークラブにて継続の手続きをいたしますので、海外赴任中でも安心です。
5. 強力なAIUの海外サービスネットワーク > AIUの世界約130の国や地域のネットワークが、ケガや病気など万一の場合のあなたをサポートいたします。

※日本国外からのお申し込みはできません。出発前にお申し込みください。



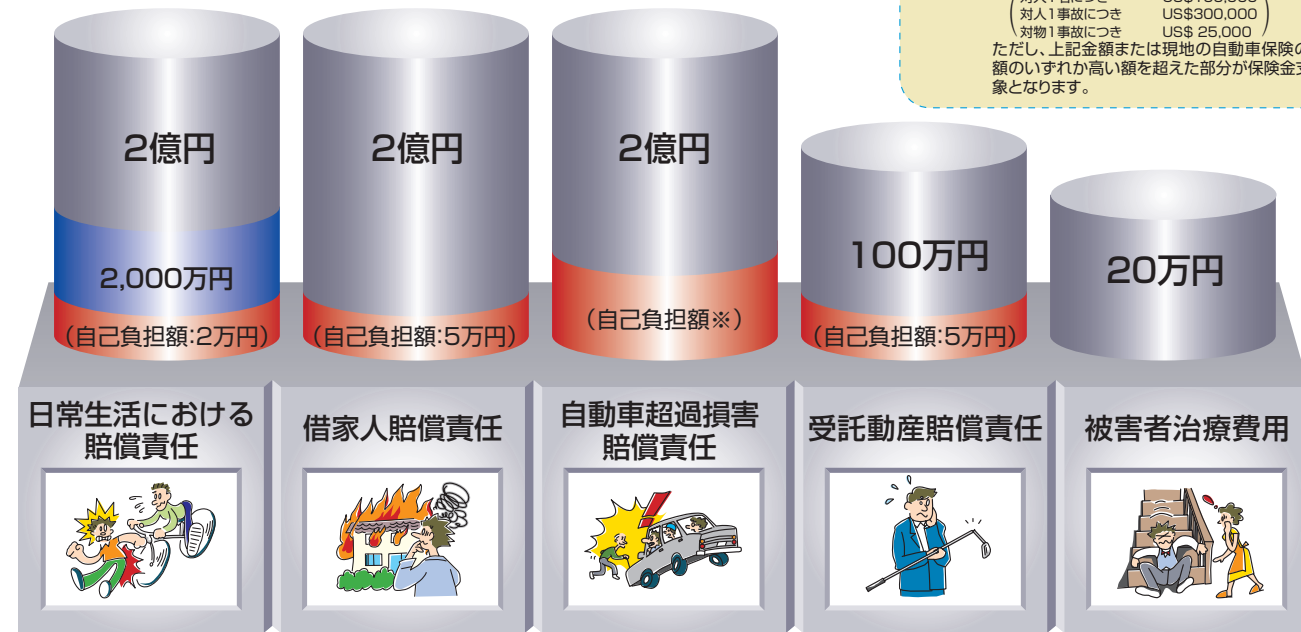
1. 基本プラン【個人賠償責任保険＋個人包括賠償責任保険】

生活習慣の異なる海外では、日常生活のちょっとしたトラブルにも注意が必要。思いもよらない高額な賠償金を請求されることもあります。海外での豊富な経験をもつAIUが賠償責任を保障する保険を基本プランとした理由です。

こんな時にお役に立ちます。

基本プラン（個人賠償責任保険＋個人包括賠償責任保険）

てん補限度額（支払限度額）



自転車人が人にぶつかり、ケガをさせてしまった場合など。 失火により借家を損壊させてしまった場合など。 ドライブをしていて、誤って人をはねてしまった場合など。 友人から借りたゴルフクラブを折ってしまった場合など。 来客が階段を踏外してケガをした場合など。

(注1) 基本プランは同行のご家族（ご本人の配偶者、ご本人または配偶者と生計を共にする同居のご親族、ご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚のお子様）も対象となります。

(注2) 基本プランは業務に起因する事故については担保しません。

(注3) 自動車超過賠償責任の自己負担（免責金額）については、現地の自動車保険に加入する必要があります。

保障開始日について

JALカード審査終了日、もしくはご出発日のいずれか遅い日が保障開始日となります。ご出発日が確定しましたら、お早めにお手続きください。ご出発後、**日本国外からの申し込みはできません**のでご注意ください。

ご家族の追加加入について

ご本人の出発後、オプションの海外旅行総合保険に追加加入される場合は、「JALファミリークラブ海外赴任者総合保障制度のしおり」に同封されております異動通知書にご記入のうえ取扱代理店までお送りください。なお、基本プランは同行のご家族（ご本人の配偶者、ご本人または配偶者と生計を共にする同居のご親族、ご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚のお子様）も対象となりますので、手続きは不要です。

保険料のお支払いについて

JALカードでの決済となります。毎月25日までのお申し込み分を、翌月のJALカード決済日にお客様のJALカード指定口座より自動振替させていただきます。未加入の方は審査に1ヶ月を要しますのでJALカードへのお申し込みをお早めをお願い致します。なお、当制度は審査がおりてからの保険開始日となりますのでご了承ください。

安心な継続方式

当制度の保険期間は1年間です。満期を迎える2ヶ月前の継続のご案内時に特段のお申し出または弊社からのご案内がなければ、保険契約者である（株）日本航空インターナショナルは引受保険会社であるAIU保険会社に保険契約を申し込みますので継続となります。なお、翌1年分の保険料は、JALカード決済日にJALカードご指定口座より引き落とされますので、ご安心ください。

の部分が個人包括賠償責任保険にて保障されます。
 の部分が個人賠償責任保険にて保障されます。（てん補限度額:2000万円）
 の部分が自己負担となります。
 ※自動車超過損害賠償責任の自己負担額（免責金額）
 対人・対物共通1事故につき US\$50,000
 注:アメリカ合衆国・カナダ
 対人1名につき US\$100,000
 対人1事故につき US\$300,000
 対物1事故につき US\$25,000
 ただし、上記金額または現地の自動車保険のお支払い額のいずれか高い額を超えた部分が保険金支払いの対象となります。

2. オプションプラン【海外旅行保険】

海外に赴任するあなたとご家族を安心と信頼のネットワークがサポートします。

広がる世界へ、安心を携えて。

安心1 AIUアシスタンスセンターが、ケガや病気など万ーの場合には**日本語**でスピーディに対応。
 ・ご加入者のために事故の相談受付や病院の紹介、緊急医療・入院の手配など年中無休24時間いつでも日本語でご相談に応じます。

安心2 現金不要のAIUキャッシュレス・メディカルサービス
 ・米国を中心に世界40万以上の医療機関でキャッシュレス・メディカルサービスをご利用いただけます。

安心3 世界約**130**の国や地域の拠点が、万ーの場合のあなたをサポート。
 ・AIU保険会社は、世界的な保険・金融サービスグループAIG (American International Group) の主要メンバー・カンパニーです。130以上の国や地域をカバーするAIGグループのネットワークを通じて、安心をお届けします。

〔保険料は別紙「JALファミリークラブ海外赴任者総合保障制度ご契約タイプ一覧表」をご覧ください。〕

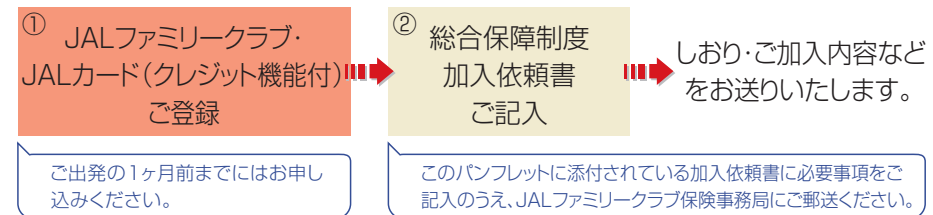
こんな時にお役に立ちます。

オプションプラン（海外旅行保険）

傷害死亡	駐在・留学中に事故によるケガが原因で亡くなられた場合。
傷害後遺障害	駐在・留学中の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。
疾病死亡	駐在・留学中に病気が原因で亡くなられた場合。
治療・救援費用	駐在・留学中にケガや病気で治療を受けた場合や、3日以上入院または遭難し、日本から家族が現地に行く場合など。
救援者追加費用	駐在・留学中に行方不明になったり誘拐にあった場合に、家族が現地へ赴く費用、捜索・救援費用を保障。
生活用動産（長期用）	駐在・留学中に携行するスーツケース、カメラ、時計などを盗まれたり、あやまって落として破損した場合や、パスポートの盗難により再取得する場合やアパートなどの宿泊・居住施設内にある自己所有の家財が盗難などの偶然な事故によって損害を受けた場合など。
緊急一時帰国費用（オプション）	駐在・留学中に家族の死亡・危篤などにより一時帰国した場合に、往復の交通費、宿泊費などを保障。（海外渡航前からすでに入院中であつたり、治療を受けている疾病などが原因となるものは対象となりません）また「家族緊急一時帰国費用」を追加することによって、帯同される家族の費用も保障。緊急一時帰国費用担保特約（本人のみ）および家族緊急一時帰国費用追加担保特約は、別紙加入依頼書上の同特約欄の【 <input type="checkbox"/> セットしない】にチェックを入れないと自動的にセットされますのでご注意ください。

詳しくは、パンフレット裏面の「海外赴任者総合保障制度の概要」をご参照ください。

■JALファミリークラブ海外赴任者総合保障制度のお申し込み手順・お問い合わせ先



〈お申し込み・お問い合わせ先〉
 取扱代理店:株式会社JALUX
 JALファミリークラブ保険事務局
 TEL:03-5460-7195
 営業時間:平日9:00~17:00
 定休日:土・日・祝日・年末年始
 E-MAIL: jfchoken@jalux.com

JAL ファミリークラブ海外赴任者総合保障制度 ご契約タイプ一覧表

駐在用

お支払いいただく保険料

【1. 基本プラン【個人賠償責任保険／個人包括賠償責任保険】】

給付項目	支払限度額	ヨーロッパ	オセアニア	その他地域(アジア・アフリカ・中東)
個人賠償責任保険 ※	2,000万円	33,230円		25,000円
個人包括賠償責任保険 ※	2億円			
受託動産特約 ※	100万円			
被害者治療費用担保 ※	20万円			

※自己負担額については、パンフレット中面左頁の図をご覧ください。

【2. オプションプラン【海外旅行保険】】

■ご本人用プラン

給付項目/タイプ	31 (444)	32 (448)	33 (447)
傷害死亡	1,000万円	2,000万円	100万円
傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	30万円~1,000万円	60万円~2,000万円	3万円~100万円
治療・救済費用(支払限度額)	1,000万円	2,000万円	—
疾病死亡	1,000万円	2,000万円	—
生活用動産(長期用) (家財・身の回り品1個あたり20万円限度) (乗車券・航空券等の場合は5万円限度)	100万円限度		
年間保険料	137,910円	157,770円	26,570円

■緊急一時帰国費用担保特約(本人のみ)

下記の追加保険料をお支払いいただくことにより、ご本人の緊急一時帰国費用をカバーすることが出来ます。

保険金額	70万円
年間保険料	25,270円

■家族緊急一時帰国費用追加担保特約

上記緊急一時帰国(本人のみ)の保険料に追加して下記の保険料を追加してお支払いいただくことにより、帯同家族全員の緊急一時帰国費用をカバーすることができます。

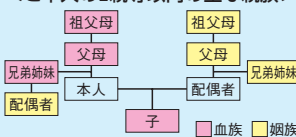
保険金額(1名)	70万円
年間保険料	27,800円

重要:緊急一時帰国費用は海外渡航前から既に入院中であつたり、治療を受けている疾病などが原因となるものは対象となりません。

お勧め!!

緊急一時帰国費用担保特約はご本人の2等親以内の親族の死亡・危篤等(※)により一時帰国した場合に、往復の航空運賃、ホテル代などをお支払いします。帯同家族がいらっしゃる場合には併せて家族緊急一時帰国費用担保特約もご選択ください。
※この特約において「危篤」とは、重病または重病のために生命が危うく予断を許さない状態であると医師(被保険者が医師である場合は被保険者以外の医師をいいます)が判断した場合を言います。

<ご本人の2親等以内の主な親族>



■ご家族用プラン(1名につき)

給付項目/タイプ	AA (451)	BB (454)	
傷害死亡	1,000万円	2,000万円	
傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	30万円~1,000万円	60万円~2,000万円	
治療・救済費用(支払限度額)	1,000万円	2,000万円	
疾病死亡	1,000万円	2,000万円	
保険料	年間保険料	112,060円	131,920円
	11ヵ月まで	108,720円	127,250円
	10ヵ月まで	97,900円	114,680円
	9ヵ月まで	86,970円	101,980円
	8ヵ月まで	76,790円	90,050円
	7ヵ月まで	65,580円	77,020円
	6ヵ月まで	61,630円	71,670円
	5ヵ月まで	50,180円	58,490円
	4ヵ月まで	36,420円	42,710円
	3ヵ月まで	27,860円	32,630円
2ヵ月まで	18,330円	21,710円	
46日まで	12,990円	15,480円	
*31日まで	8,180円	9,740円	

加入依頼者本人と旅行者(被保険者)が異なる場合で、旅行者(被保険者)の同意の署名が無い場合、または旅行者(被保険者)が旅行出発日時点で15歳未満の場合は、同一の危険を補償する他の保険契約と合算で傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、1000万円を上限とさせていただきます。

* 保険期間31日までの契約の場合、妊娠初期異常特約および応急治療救済特約がセットされます。詳しくは「海外赴任者総合保障制度の概要」をご覧ください。

契約上のご注意

- この保険は駐在/研究・留学の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの危険を保障の対象としております。したがって、次のような場合にはお引受できませんので予めご了承ください。(ご加入に際し、確認のためパスポートのご提示が必要となる場合があります。)
・日本国外で永住権を持って居住される場合(アメリカのグリーンカード・ミラタリID保持者等)
・渡航目的や帰国の予定が不明確な場合
・既に日本を出国し、海外滞在中に加入をご希望の場合 など
- 「キューバ」が渡航先に含まれる場合は、お引き受けできません。また、出発後の予定の変更により「キューバ」に渡航された場合など、いかなる場合でも、「キューバ」で生じた事故については保険金をお支払いすることができません。
- 加入依頼者と旅行者(被保険者)が異なる場合で、旅行者(被保険者)の同意の署名が無い場合、または旅行者(被保険者)が旅行出発日時点で15歳未満の場合は、同一の危険を補償するほかの保険契約と合算で傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、1000万円を上限とさせていただきます。
- この保障制度の保険期間は1年となります。満期を迎える2ヶ月前までの継続のご案内時に特段のお申し出、または弊社からのご案内があれば保険契約者は保険会社に保険契約を申し込みますので自動継続となります。またオプションプランは生後6ヶ月から満70歳までの現症・既往症(※)のない方を被保険者としてご加入いただけます。
(※) 現症・既往症とは、次の場合をいいます。
・現在、ケガや病気で医師の治療・投薬を受けているか、または医師から精密検査、定期検診、治療・投薬等のいずれかをすすめてらる。
・これまで継続して1ヶ月以上入院したこと、または脳疾患、心疾患、ガン等重症病を患ったことがある。
・駐在地によっては、その国の法律により日本の保険会社と保険契約を締結することを制限している場合があります。
- 治療・救済費用はケガの場合は事故の日から、また病気の場合は治療開始の日からその日を含めて180日以内の治療費用をお支払いいたします。また、既往症、歯科疾病等はお支払いの対象となりません。ただし保険期間31日までのご契約の場合、既往症については、「疾病に関する応急治療・救済費用担保特約」により300万円を限度に保障されます。詳しくは「海外赴任者総合保障制度の概要」をご覧ください。
- 緊急一時帰国費用(オプション特約)
・本特約の対象となる費用について、勤務先の慶弔規定などにより給付を受けることができる場合は、取扱代理店または弊社へお問い合わせください。場合によっては本特約のお引き受けができないことがありますので、予めご了承ください。
・家族緊急一時帰国費用追加担保特約は、緊急一時帰国費用担保特約とセットしてのご契約となります。また「帯同される家族」とは、被保険者の配偶者、お子様および被保険者と生計を共にする3親等以内の親族をいいます。
- ご契約後、本特約の保険金支払対象となる費用について、加入依頼者または被保険者が給付を受けることができる慶弔規定などの制度が、勤務先などで制定される時、または制定されていることをお知りになったときはお申し出ください。

JAL ファミリークラブ海外赴任者総合保障制度 ご契約タイプ一覧表

研究／留学用

お支払いいただく保険料

【1. 基本プラン【個人賠償責任保険／個人包括賠償責任保険】】

給付項目	支払限度額	ヨーロッパ	オセアニア	その他地域(アジア・アフリカ・中東)
個人賠償責任保険 ※	2,000万円	33,230円		25,000円
個人包括賠償責任保険 ※	2億円			
受託財産特約 ※	100万円			
被害者治療費用担保 ※	20万円			

※自己負担額については、パンフレット中面左頁の図をご覧ください。

【2. オプションプラン【海外旅行保険】】

■ご本人用プラン

給付項目／タイプ	41 (457)	42 (530)	43 (531)	44 (529)
傷害死亡	1,000万円	2,000万円	3,000万円	100万円
傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	30万円～1,000万円	60万円～2,000万円	90万円～3,000万円	3万円～100万円
治療・救援費用(支払限度額)	1,000万円	2,000万円	3,000万円	—
疾病死亡	1,000万円	2,000万円	3,000万円	—
生活用動産(長期用) (家財・身の回り品1個あたり20万円限度 (乗車券・航空券等の場合は5万円限度)	100万円限度			
年間保険料	125,360円	143,410円	159,680円	24,160円

■緊急一時帰国費用担保特約(本人のみ)

下記の追加保険料をお支払いいただくことにより、ご本人の緊急一時帰国費用をカバーすることが出来ます。

保険金額	70万円
年間保険料	22,970円

■家族緊急一時帰国費用追加担保特約

上記緊急一時帰国(本人のみ)の保険料に追加して下記の保険料を追加してお支払いいただくことにより、帯同家族全員の緊急一時帰国費用をカバーすることができます。

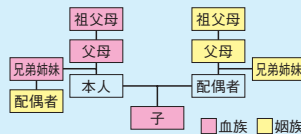
保険金額(1名)	70万円
年間保険料	25,280円

重要:緊急一時帰国費用は海外渡航前から既に入院中であつたり、治療を受けている疾病などが原因となるものは対象となりません。

お勧め!!

緊急一時帰国費用担保特約はご本人の2等親以内の親族の死亡・危篤等(※)により一時帰国した場合に、往復の航空運賃、ホテル代などをお支払いします。帯同家族がいらっしゃる場合には併せて家族緊急一時帰国費用担保特約もご選択ください。
※この特約において「危篤」とは、重病または重病のために生命が危うく予断を許さない状態であると医師(被保険者が医師である場合は被保険者以外の医師をいいます)が判断した場合は言います。

<ご本人の2親等以内の主な親族>



■ご家族用プラン(1名につき)

給付項目／タイプ	AA (451)	BB (454)	CC (453)	
傷害死亡	1,000万円	2,000万円	3,000万円	
傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	30万円～1,000万円	60万円～2,000万円	90万円～3,000万円	
治療・救援費用(支払限度額)	1,000万円	2,000万円	2,000万円	
疾病死亡	1,000万円	2,000万円	3,000万円	
保険料	年間保険料	112,060円	131,920円	147,230円
	11ヵ月まで	108,720円	127,250円	141,320円
	10ヵ月まで	97,900円	114,680円	127,450円
	9ヵ月まで	86,970円	101,980円	113,430円
	8ヵ月まで	76,790円	90,050円	100,170円
	7ヵ月まで	65,580円	77,020円	85,790円
	6ヵ月まで	61,630円	71,670円	79,160円
	5ヵ月まで	50,180円	58,490円	64,740円
	4ヵ月まで	36,420円	42,710円	47,520円
	3ヵ月まで	27,860円	32,630円	36,270円
2ヵ月まで	18,330円	21,710円	24,360円	
46日まで	12,990円	15,480円	17,450円	
*31日まで	8,180円	9,740円	11,030円	

加入依頼者本人と旅行者(被保険者)が異なる場合で、旅行者(被保険者)の同意の署名が無い場合、または旅行者(被保険者)が旅行出発日時時点で15歳未満の場合は、同一の危険を補償する他の保険契約と合算で傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、1000万円を上限とさせていただきます。

* 保険期間31日までの契約の場合、妊娠初期異常特約および応急治療支援特約がセットされます。詳しくは「海外赴任者総合保障制度の概要」をご覧ください。

契約上のご注意

- この保険は駐在／研究／留学の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの危険を保障の対象としております。したがって、次のような場合にはお引受できませんので予めご了承ください。(ご加入に際し、確認のためパスポートのご提示が必要となりますことがあります)
 - 日本国外で永住権を持って居住される場合(アメリカのグリーンカード・ミラタリID保持者等)
 - 渡航目的や帰国の予定が不明確な場合
 - 既に日本を出国し、海外滞在中に加入をご希望の場合 など
- 「キューバ」が渡航先に含まれる場合は、お引き受けできません。また、出発後の予定の変更により「キューバ」に渡航された場合など、いかなる場合でも、「キューバ」で生じた事故については保険金をお支払いすることができません。
- 加入依頼者と旅行者(被保険者)が異なる場合で、旅行者(被保険者)の同意の署名が無い場合、または旅行者(被保険者)が旅行出発日時時点で15歳未満の場合は、同一の危険を補償するほかの保険契約と合算で傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、1000万円を上限とさせていただきます。
- この保障制度の保険期間は1年となります。満期を迎える2ヶ月前までの継続のご案内時に特段のお申し出、または弊社からのご案内があれば保険契約者は保険会社に保険契約を申し込みますので自動継続となります。またオプションプランは生後6ヶ月から満70歳までの現症・既往症(※)のない方を被保険者としてご加入いただけます。
(※) 現症・既往症とは、次の場合をいいます。
 - 現在、ケガや病気で医師の治療・投薬を受けているか、または医師から精密検査、定期検診、治療・投薬等のいずれかをすすめている。
 - これまで継続して1ヶ月以上入院したこと、または脳疾患、心疾患、ガン等重症病を患ったことがある。
- 駐在地によっては、その国の法律により日本の保険会社と保険契約を締結することを制限している場合があります。
- 治療・救援費用はケガの場合は事故の日から、また病気の場合は治療開始の日からその日を含めて180日以内の治療費用をお支払いいたします。また、既往症、歯科疾病等はお支払いの対象となりません。ただし保険期間31日までのご契約の場合、既往症については、「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約」により300万円を限度に保障されます。詳しくは「海外赴任者総合保障制度の概要」をご覧ください。
- 緊急一時帰国費用(オプション特約)
 - 本特約の対象となる費用について、勤務先の慶弔規定などにより給付を受けることができる場合は、取扱代理店または弊社へお問い合わせください。場合によっては本特約のお引き受けができないことがありますので、予めご了承ください。
 - 家族緊急一時帰国費用追加担保特約は、緊急一時帰国費用担保特約とセットしてのご契約となります。また「帯同される家族」とは、被保険者の配偶者、お子様および被保険者と生計を共にする3親等以内の親族をいいます。
- ご契約後、本特約の保険金支払対象となる費用について、加入依頼者または被保険者が給付を受けることができる慶弔規定などの制度が、勤務先などで制定される時、または制定されていることをお知りになったときはお申し出ください。

